

いよいよスタート!

マイナンバー制度の導入と対策

今月から、各市町村より全国民に対し「通知カード」の交付が始まり、「マイナンバー」制度が本格的にスタート致します。

特に事業者として、マイナンバーの導入に際しどのような準備が必要か、又はどのような対応をすべきか、を中心に詳しく解説いたします。

代表者や事務担当の方は勿論のこと、お知り合いの方でご興味のある方もお誘い合せの上、御気軽に御受講下さい。(受講料無料)

なお、御受講をご希望の際には、誠にお手数ですが、下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、当商工会まで FAX 又は電話にてお申込み頂きますよう御願致します。

【講演内容】

- ① マイナンバー制度とは?
- ② 事業者として準備すべきこと
- ③ 従業員等からのマイナンバーの取得の方法
- ④ マイナンバーの管理及び保管の留意点 等

開催日時: 11月17日(火)

午前の部 10:30~12:00

午後の部 14:00~15:30

夕方の部 19:00~20:30

会場: 行方市商工会 2階会議室(行方市麻生 1222-1)

主催: 行方市商工会・行方市青色申告会

(電話 0299-72-0520:担当 窪木)

講師: 税理士法人岩本会計 職員

受講申込書

行方市商工会 行

(FAX 0299-72-0634)

11月17日開催の「マイナンバー制度対応セミナー」の受講を申込み致します。

受講希望時間	午前の部	・	午後の部	・	夕方の部
(希望時間帯に○印を付けて下さい。)					
事業所名					
住所			電話番号		
参加者名			参加者名		

※ご記入頂きました情報は商工会からの各種連絡・情報提供のためにのみ利用させていただきます。

相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されました!

平成27年1月1日以降に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については、基礎控除額が引き下げられ、課税対象となる方の範囲が拡大されました。

基礎控除額： $3,000$ 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

相続税の申告要否を判定するには…

ご利用ください!!

相続税の申告要否判定コーナー

国税庁

検索

click!

The screenshot shows the '相続税の申告要否判定コーナー' (Inheritance Tax Declaration Requirement Judgment Corner) website. At the top, there is a navigation bar with the following steps: トップページ (Home), 相続税額, 法定相続人の数を入力 (Enter number of legal heirs), 課税対象者の入力 (Enter taxable persons), 申告要否判定 (Declaration requirement judgment), 結果表示 (Result display), and 印刷・終了 (Print/End). Below this, the 'トップ画面(判定開始)' (Top screen (Start judgment)) section contains the following text:

相続税の申告要否判定コーナーは、

- ◆ 相続財産の金額などを入力することにより、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。
- ◆ 相続税の申告書を作成するものではありませんので、ご注意ください。
- ◆ 国税庁から「相続税についてのお尋ね」が選べ、かつ、国税庁への回答を作成する場合にご利用することがあります。

ご利用ガイド (Usage Guide) and 判定を始める方はこちら (Click here to start judgment) are also visible. The '判定を始める方はこちら' section contains two buttons: 'スタート' (Start) and '保存データ読込' (Load saved data).

国税庁ホームページ
よりアクセスできます。

「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。